



意匠分類記号	意匠分類の名称
B 4 - 1 2	かばん又は携帯用袋物、ウエストバッグ型

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
B 4 - 1	—	かばん又は携帯用袋物
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ウエストバッグ	ウエストポーチ	携帯用小物入れ
定義		
かばん又は携帯用袋物のうち、ウエストバッグ型およびホルスター型等のベルト付きの小物入れ。ベルト等で直接身体に付け保持する(装着する)タイプの携帯用小物入れ。		
登録 1164153 「携帯用小物入れ」 	登録 1180547 「かばん」 	登録 1164364 「携帯電話ホルダ」 
登録 1176211 「携帯用小物入れ」 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

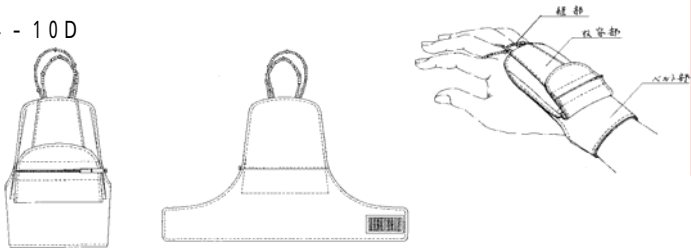
注1:単に、ベルトや腰等に取り付けて使用するものは含まない。

注2:ベルトがなく、単に、背面側に帯状のベルト通しがあるだけのものは含まない。

<p>注1 登録 1081466 「携帯用小物入れ」 B4-10CE、 B4-10D</p> 	<p>注2 登録 1067317 「携帯用小物入れ」</p> 
--	--

注3:直接身体に装着するものでも、ベルトのないものは含まない

登録 1114737 「携帯用小物入れ」
B4-10D



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

注4: B4 - 13 ~ 15 に優先して付与する。

過去に分類した物品の名称		